

# フランスの 余暇法制の発展史

守能 信次  
(中京大)

## はじめに

ロジェ・スーはその著『ル・ロワジュール』(“Le loisir”, Que sais je?, 1980)の中でこう述べている。——「余暇の政策は存在しない。ある具体的な目的を遂げるための、総合的な計画の中で相互に位置づけをもつ手段の総体を政策と呼ぶとすれば、フランスには余暇の政策は存在しない。しかしながら、余暇のためのいろいろな施設や措置についてはこれまで各種の部門において講じられてきており、学校スポーツやハイレベル・スポーツの奨励、文化活動の普及、あるいはツーリズム振興のための基本整備、といった活動がそれである」。もちろん余暇に関する一貫した統一政策が不在であるといっても、それは決してフランス政府がこの分野において怠慢であったことを意味しない。現にこの国は1936年における有給休暇法の制

定という輝かしい歴史をもち、また近くは1981年の総選挙後、それまでの「青少年余暇スポーツ省」にツーリズム関係の行政権限その他を授ける形で「自由時間省」を社会党政権が発足させ、広く余暇問題一般に関する省間調整機関としての機能を託す試みを行っている。この「自由時間省」がその本来の目的を十分達せず終ったのは、1つには余暇という活動そのものに備わる内容上の著しい多様性のためであり、また近年、余暇活動の大きな部分がますます個人や民間のイニシアチブにかかわるようになったという、レジャーのそうした基本的な性格のためといえるであろう。とすれば、これは何もフランスに限った問題ではない。

フランスにはコンドルセ以来の、いわゆる生涯教育に関する一つの伝統がある。また社会人のための図書館整備や各種大衆文化活動、あるいは青少年活動を振興するための数多くの余暇関連法制を備えるが、紙数の限られた本稿ではやはり、パカンスという大規模マスレジャー現象の台頭に主要な働きをなした有給休暇法から話をはじめらべ

きであろう。そしてこれを時間面における余暇整備の法制とすれば、次に空間面、つまり余暇施設に関する法制に目を向け、最後にこの分野における市町村当局のかかわりについて以下、簡単に触れることにしたい。

## 1. 余暇時間法制 の変遷と発展

1936年がフランスにおける余暇の誕生年である。この年に一連の余暇関係法が成立し、それはすぐさま第2次大戦の嵐のなかで仮死状態に陥るが戦後たくましく息を吹き返し、それらは今日でもバカンスをはじめとするフランス人の余暇を基底部から支える重要な役割を担っている。給与の7~12%アップと組合活動の自由を認めたマティニオン協定(6月11日)、2週間の有給休暇法(同)、週40時間労働法(12日)と、それらはいずれも当時の労働者の生活を根本から改変し、彼らにとってそれまで空想の世界に属したレジャーや文化への接近が、一夜にして現実のものとなったのである。ここでいわゆる有給休暇法、正しくは『商工業・自由業・家政業および農業における年次有給休暇を定める法律』の条文を紹介しておこう。

「第1条 下記に定める条文をもって労働法典第II巻第54条fからjとする。

### 第IV章III 年次休暇

第54条f 商・工・自由業の企業または協同組合に勤務するすべての労働者・見習工、および工房に所属する職人または見習職人は、関係する職場での1年にわたる継続した勤務の後、労働日12日を含む最低14日間の連続した年次有給休暇を得る権利を有する。(第2項略)

労働協約または労使慣習により有給休暇日数は

上に定める時間を越えることができる。

第54条g (休暇中の給与算定・略)

第54条h 上に定める休暇に関する労働者・職人・見習工側の権利放棄を内容とする協定は、たとえ補償手当の支給が条件とされるものであっても、全て無効とする。(以下、i・j略)」

すなわちこの法律は形式的には労働法典(Code du Travail)を追加修正するためのもので、このことは戦後可決された一連の年次有給休暇法も同じである。ただ上にも触れたとおり、ファシズムの時代に成立したこの1936年法その他は1937年7月の『残業許可令』にはじまる一連の労働法改正により完全に骨抜きにされ、1946年2月25日に全ての戦時立法が廃止されてもなお当分の間、フランス人にとってレジャーは現実の話題とはなり得なかった。平和というものが安定した余暇生活に不可欠の要素であることのこれは証左でもある。

戦後になって長期のレジャー実現への口火は国営自動車会社ルノーによって切られる。1955年9月15日に締結された労働協約、いわゆる「ルノー協定」がそれで、これによって同社従業員は、一挙に3週間の有給休暇権を手にするに至った。それに後れること約半年の1956年3月27日、いわゆる『3週間有給休暇法』が成立し(実際は労働日18日+3日の日曜の計3週間)、労働法典第54条fの、期間に関する部分が改正されて長期有給休暇法制度が全労働者の権利となった。この後も当分、「ルノー協定」の内容を「休暇法」が追いかける形となり、4週間の有給休暇をルノー従業員は1962年に手にし、一方、同主旨の労働法典改正は1969年5月に実現をみる。そして現在、フランス人は1982年の法改正で週39時間労働、さらに5週間に及ぶ有給休暇権に浴している。

ともあれバカンスの国フランスなどという、この国の人々が古来からそうしたレジャー習慣に



慣れ親しんできたかのような印象を受けるが、実際にレジャーへの大衆レベルでの接近が可能になったのはこの国でもつい半世紀前のことにすぎない。しかしながら、一旦法制の基礎が作られるやそれが保障する権利を着実に行使し、さらにその権利を現実の余暇実践の中で拡大し育て上げ、逆に休暇法制そのものの充実を図ってきたフランス人のこの半世紀間の歩みは、わが国の労働と余暇にまつわる実情と比較した場合、教えられるところが多いのではなからうか。レジャー権とはただ単に与えられるものでなく、やはり実践の中で育て上げられるべきものという教訓がそこにはある。現実面でフランス人のバカンス出発率はまだ60%余りに留まっているとしても、この休暇法制がこの国における多様な余暇の実態を支え、その在り方に計り知れない影響を与えていることはいうまでもない。

## 2. 余暇空間法制の整備

余暇活動空間の整備努力はやはり1936年に、上述の余暇時間法制の実効性を側面から支えるべく、具体的な余暇活動手段を提供するという意味あいから当時としては破格の規模の中で進められた。初代の余暇スポーツ担当政務次官レオ・ラグランジュはとくにスポーツ施設の整備に力を入れ、96の運動広場、62の競技場、39のプールなど合計253の施設建設計画に政府補助金を出し、その中には4つのスキー場の整備も含まれ、これによって大衆の冬季スポーツへの接近がはじめて可能になった。しかしこうした余暇空間整備が本格化するのにはやはり戦後60年代になってからで、とくに余暇活動用空間の確保は国土利用計画や市街地開発計画の中に制度的に位置づけられ、数種類のタ

イプの余暇ゾーンが定義されるに至っている。そのうち法制上の主要なものを挙げれば、国立公園 (le parc national)、レジオン自然公園 (le parc naturel régional)、自然保護区 (la réserve naturelle)、都市近郊自然区 (la zone naturelle d'équilibre)、野外活動センター (la base de plein-air et de loisir)、市街地レジャー区 (la zone de loisir en milieu urbain) などがある。

国立公園は1960年『国立公園法』、レジオン自然公園は1967年『レジオン自然公園の設置に関する政令』によって設置されるもので、これらはもともとそれぞれの根拠法令により、環境保護と余暇施設提供という2つの機能を果たすものと定義される。国立公園の設置は厳格な保護を必要とする自然 (動植物、天然環境等) の存在が前提となり、そのため立入禁止区域 (zone du parc) が重要な部分を構成して余暇活動の展開はその周辺地区 (zone périphérique) に限られ、また活動の種類や内容も大幅な制限を受ける。ただ、アメリカ合衆国に後れること約1世紀にして自然公園行政に乗り出したフランスにその種の自然地区はもはや多く残っておらず、それゆえ今後、現存する5件以外に国立公園が新設される可能性はほとんどない。したがって余暇の観点からすれば、レジオン自然公園の果たす役割の方が大きく、合計面積300万ヘクタールからなる20余りのレジオン自然公園はとくに、上記政令の規定によりそれぞれが特徴あるツーリズムと野外活動の可能性を、すでに設置時に提供しているものでなければならぬとされる。レジオン自然公園には多くの場合、過疎化の進む自然・農村地区に対する地域経済振興の役割が期待されている。それは自然というものが、それをよく知り管理することのできる一定以上の定住者があってはじめて保護されるという現実認識に支えられて整備されるレジャー空間であり、余暇経済や観光経済をテコとした行政主導の地域雇



用促進対策の一環ともいうことができる。なお、自然保護区と都市近郊自然保護区は規模において上記の公園を小型にしたもので、それらの管理には複数の市町村が共同してあたっている。

以上は都市住民の生活圏から多かれ少なかれ離れたところに設けられる余暇空間であるが、これに対して1975年の青少年余暇スポーツ省通達を根拠法令とする野外活動センターは、居住地の近くに設けられるレジャー・スポーツ施設である。その多くは市町村内に存在する池や湖に面して設置され、水泳からヨットまでの各種水上スポーツを可能にするほか、集会場や芝生の運動広場を備え持つ。たとえばディジョン市のそれはキール湖という人造湖そのものが野外活動センターとなっていて（水面面積37ha、周辺土地面積20ha）ヨットハーバーをはじめとする各種の屋内・屋外余暇活動施設が整備されているが、その他の都市でも市内にある湖や池を探せば大抵、このセンターの看板が目に入るはずである。最後の市街地レジャー区について述べれば、これは1970年代の後半から

市町村に義務づけられた土地利用計画（POS＝Plan d'occupation du sol）に法制上の位置づけをもち、市街地の中にレジャー空間を計画的に確保しようとするものである。その設置基準は「都市化・住居省」が策定し、各コミュニティで住民1人当たり13平方メートルの広さを確保しなければならないとされるが、現状では私有地問題の壁が立ち、はだかつて設置はスムーズに進んでいない。

この他、1980年代には海岸地区の私物化を阻止してそのレジャー利用の可能性を誰にも開くため、一定規模以上の建造物を海岸および海岸に近い海底に設置することを禁止した政令が出されたり、レジャー利用を盛り込んだSAUM（Schema d'aptitude et d'utilisation de la mer＝海浜利用基本計画）の策定を関係市町村に奨励する動きもある。こうして政府が出すレジャー関係法令は年とともにますますその内容が多様化する傾向にあるが、しかし近年、それらはともすれば単なる勧告以上の意味しかもたなくなってきたことも事実である。こうして余暇法制の面でも善かれ悪



しかれ、レジャーにおける民間イニシアチブの増大がその実効性を阻みつつあるといえる。

### 3. 地方自治体レベルでの余暇施策

国がどのような余暇政策を立案しようとも、それに市町村が協力しない限りもはやその目的を十分に遂げることはできない。とくに巨大な規模のものでない限り、余暇のための空間確保や施設建設においてはむしろ市町村が中心的役割を担い、国はそれに対して補助金の供与や安全基準の監視といった行財政の面でのみ、間接的に参加する機会が多い。

フランスでは日本の市町村にあたる行政単位はコミューンと呼ばれて独自の予算をもつが、このコミューンが集まったカントンは主に選挙区単位としての機能しか果たさず、したがってコミューンの上位レベルで予算をもつ行政単位は県 (département) である。またこの県が集まってレジオン (région) が構成されるが、こちらも1982年以降制定されたいくつかの地方分権化法によって公法人としての行政単位を形づくり独自の予算をもつようになったとはいえ、その規模は依然として小さく、やはり従来どおり県・コミューン行政の相互の調整を図る機関として存在している。ところで面白いことにフランスでは余暇関連行政に関して役割分担の伝統があり、その実際の計画立案において中心的な機能を果たすのは予算をもつ県ではなくむしろレジオンの方であり、前者はほとんどの場合、県内関係コミューンへの補助金供与といった形でしかかわらず、積極的なイニシアチブを余暇の分野で発揮することはあまりない。こうして上記のレジオン自然公園の設置などにおいては計画の立案から設置後の管理までレジオンが

常に中心的な役割を担い、そのことは県間にまたがることの多い広域野外レジャー施設 (レジオン自然公園の場合、面積は通常10万haから20万haに及び、またブルゴーニュ・レジオンにある面積17万haのモルヴァン自然公園は4県にまたがる) の性格上、大きな現実的意味をもつものとなっている。このレジオンと同様、コミューンもまた自己の境界内で独自に、あるいは周辺コミューンと協同する形で余暇施設の整備にイニシアチブを発揮し、これに対して県や国が補助金を支給することになる。とくに上述したPOSその他の枠内でコミューンが余暇行政の分野で果たす役割は近年ますます大きなものとなりつつある。

また本項で詳しく触れることができなかったが、社会体育指導者の配置制度についてコミューンとの関連において最後に簡単に述べておきたい。1982年からの地方分権政策の実施後、余暇・スポーツ施設の整備拡充に地方自治体の果たす役割は飛躍的に増大したが、それらの施設の利用活性化を図るために各コミューンは独自に有資格の社会体育指導者を採用する傾向にある。最も多いケースとして市営プールへの指導者配置があり、1985年の統計ではプール1件当たり平均3名、そしてフランス全体で1万1000人以上に上るとされる。また人工20万人以上の70都市を対象に実施したある調査では62%の都市で専任のスポーツ指導員が雇用され、その数は1コミューン当たり平均8.7人となっている (“L'économie du sport”, Que sais je? 1986)。

余暇政策におけるこのようなコミューンの機能の多様化はとりもなおさず国民の余暇の多様化に対応するものであり、それと共にフランス政府が整備する全体としての余暇法制も、ますますレジャーの多様化と個別化を反映した傾向のものに発展していきつつある。